

奥能登広域 消費生活センター便り

発行: 令和5年9月1日

奥能登広域消費生活センター
〒929-2392
輪島市三井町洲衛10-11-1
能登空港ターミナルビル4階
TEL 0768-26-2307

ねらいは貴金属？ ～訪問購入(買取)にお気をつけください～

「海外で困っている人を助けたいので古着はありませんか？」と女性から電話があり訪問を受けることにした。

自宅を訪れたのは男性で、古着をうけとった後、「私は貴金属の鑑定もできるので、何かありませんか」と聞かれる。

「貴金属はありません」と断るが、男性は居座り、脅す口調で話してきた。



自宅へ来訪

トラブルにあわないために

- ・貴金属など、売る予定ではなかった物の売却を迫られても **きっぱりと断りましょう。**
- ・一人で対応せず、家族や周囲の人に同席してもらいましょう。
- ・買取業者から交付された **書面で取引内容を確認** しましょう。
もし、**書面を渡されない場合は、交付を求めましょう。**
- ・訪問購入では、消費者に **クーリング・オフが認められています。**

困った！知りたい！ときの相談は

困ったときはいやや(188)までお電話を

奥能登広域消費生活センター 電話0768-26-2307

消費者庁 消費者ホットライン188

相談受付時間: 月曜日～金曜日(水曜、年末年始を除く) 9:00～17:00

消費者ホットライン 局番なし 188

(お住いの地域の消費生活相談窓口をご案内します)

還付金詐欺が増加しています！

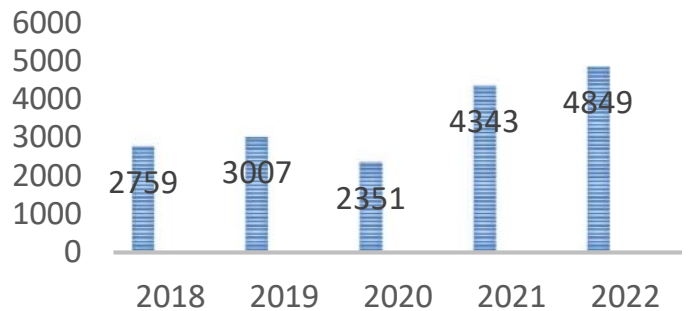
～ATMだけじゃない！ネットバンキングを使う手口にも注意～

還付金詐欺とは、市役所、年金事務所等をかたって自宅の固定電話等に電話をしてきて、税金や保険金等が還付されるなどと説明し、そのための手続きとしてATM等に誘導するなどしてお金をだまし取る手口の詐欺です。

2022年度の還付金詐欺の相談件数は、過去5年間で最高となっており、トラブルにあわれている方の約95%が60歳以上です。

近年、手口が多様化しており、ATMから振り込ませる従来の手口のほか、インターネットバンキングを使って振り込ませる手口も見られます。

還付金詐欺に関する相談件数



【事例1】

市役所から、健康保険の還付金があるのでATMへ行くようにと電話があった。

【事例2】

年金事務所と金融機関を名乗った電話があり、指示通りにATMをしたら振込をしていた。

【事例3】

インターネットバンキングで手続きをされると言われ、口座番号と暗証番号を伝えた。

相談事例からみる還付金の手口

- 1 役所等の担当者を名乗って電話をしてきます。
- 2 電話の中で消費者にお金が返ってくる話をします。
- 3 役所等の担当者をかたる電話の後、金融機関の担当者をかたる電話がかかってくるなど、複数の人物が登場する「劇場型勧誘」も見られる。
- 4 お金を受け取る手続きをするよう指示します。

アドバイス

- ・【お金が返ってくる】という電話は詐欺です。
- ・「お金を返すため必要」などと言われ、名前や住所、口座等個人情報を聞かれても、絶対に答えたはいけない。
- ・不審な電話の対策として、防犯機能付き電話機の導入や、留守番電話機能、ナンバーディスプレイ機能などを活用する。
- ・不安を感じたら、すぐに家族・知人・警察・消費生活センター等に相談する。

奥能登広域消費生活センター出前講座(無料)

奥能登広域消費生活センターでは、消費生活相談員など職員が皆さまのもとへ訪問し、「出前講座」を行っています。消費生活に必要な知識や消費者トラブルへの対処法などを学びましょう。

まずは、お気軽にお問合せください。電話0768-26-2307

